

令和 7年 9月 7日執行
旭 川 市 長 選 挙

確認団体の手引



旭 川 市 選 挙 管 理 委 員 会

目 次

I 確認団体の概要

1 政治活動とは	1
2 選挙期間中の政治活動の規制と確認団体	1
3 確認団体の要件	1
4 確認団体の申請	2

II 政治活動とその規制

1 政談演説会	3
2 街頭政談演説会	4
3 政治活動用自動車	4
4 拡声機	4
5 政治活動用ポスター	5
6 政治活動用立札及び看板の類	5
7 政治活動用ビラの頒布	6
8 連呼行為	7
9 公共の建物での文書図画の頒布の禁止	7
10 特定候補者の氏名等の記載の禁止	7
11 政治団体の機関紙誌	7
12 インターネットの有料広告	8

確認団体関係書類の記載例

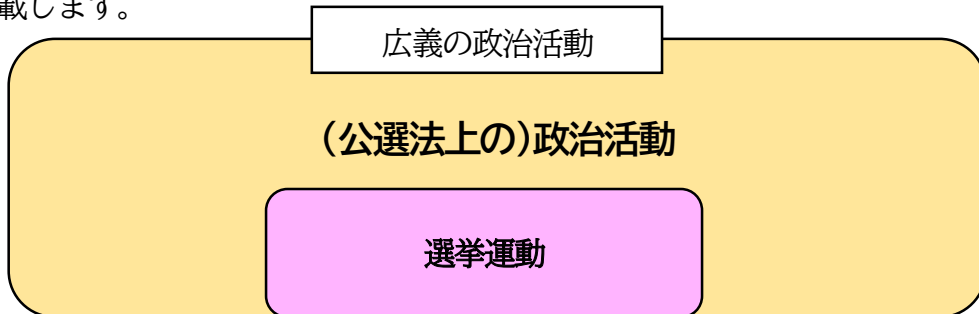
政治団体確認申請書	9
政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書	10
政治活動用ポスター証紙交付請求書	11
政治活動用ビラ届出書	12
政党その他の政治団体の機関紙誌届	13
政談演説会開催届出書	14

I 確認団体の概要

1 政治活動とは

政治活動とは政治上の目的をもって行われる一切の活動をいいますが、法ではこの政治活動から「選挙運動」に当たる部分を区別して、選挙運動にわたる行為を除いたものを「政治活動」としています。

ここでは、その選挙運動にわたる行為を除いた政治活動（公選法に言う政治活動）について記載します。



2 選挙期間中の政治活動の規制と確認団体

選挙が行われていない時期には、政治団体が選挙運動にわたらない政治活動を行うことは、文書図画の掲示等により一部規制がある他は原則として自由ですが、市長選挙が行われる期間（告示日から選挙当日まで）は、選挙が行われる区域内（旭川市内）において政治活動が制限されます。

ただし、市長選挙における所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体については、選挙管理委員会に申請し確認書の交付を受けたものは、「**確認団体**」として規制される政治活動を一定の条件の下で行うことができる制度があります。

3 確認団体の要件

確認団体は、所属候補者又は支援候補者を有する政治団体でなければなりません。

○ 所属候補者

立候補の際、特定の政治団体に所属する旨の届出をした（立候補の届出書に当該政治団体に所属する者として記載されたの）候補者をいいます。

○ 支援候補者

立候補の届出書において、いずれの政治団体にも所属しないもの（無所属）として届け出られているが、特定の政治団体が推薦し又は支持することとしている候補者をいいます。

※ 確認団体となるためには、あらかじめ政治資金規正法第6条の規定により、北海道に政治団体の届出を行う必要があります。届出先は次のとおりです。

北海道選挙管理委員会 上川支所（上川総合振興局内）
旭川市永山6条19丁目（ ☎ 0166-46-5912 ）

4 確認団体の申請

(1) 確認団体申請の受付期間及び時間

- 期 間 8月31日(日)から9月6日(土)まで
- 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 場 所 旭川市選挙管理委員会事務局（総合庁舎7階 臨時執務室）
 （8月31日午前9時までは総合庁舎7階大会議室A）

(2) 必要書類

申請書類・添付書類
ア 政治団体確認申請書
イ 当該団体の支援候補者とされることの本人の同意書※支援候補者の場合のみ
ウ 綱領又は規約
エ 役員名簿
オ 最近の予算書
カ 規正法第6条(政治団体の届出等)の規定による届出書の写し

※ 各書類の必要部数は1部です。

※ 政党の場合、ウ～カの書類の添付は不要です。

※ ウ、エについては特に様式が定められておりませんので、内容の分かるものを添付してください。

(3) 確認書等の交付

旭川市選挙管理委員会（以下「選管」という。）は、提出された関係書類を審査し、確認団体としての要件を満たしていると認めたときは、確認書と政治活動用自動車表示板1枚を交付します。

(4) 確認団体申請に係る留意事項等

- ・ある確認団体の所属候補者又は支援候補者となった者は、他の確認団体の所属候補者又は支援候補者となることはできません。
- ・市議会議員補欠選挙に係る政党その他の政治団体については、支援候補者又は支援候補者を有する場合であっても、確認団体の制度がないため確認団体以外の政党等と同様の制限を受けることになります。

II 政治活動とその規制

市長選挙の期間中は、確認団体のみが次に掲げる政治活動を、選挙の告示日（８月３１日）から選挙期日の前日（９月６日）まで、一定の規制の下に行うことができます。

《規制を受ける政治活動》

項 目	確認団体	確認団体以外
1 政談演説会の開催	○	×
2 街頭政談演説の開催	○	×
3 政治活動用自動車の使用	○	×
4 拡声機の使用	○	×
5 政治活動用ポスターの掲示	○	×
6 立札・看板(政治団体等の事務所において掲示するもの以外)の掲示	○	×
7 ビラ及びこれに類する文書図画の頒布	○	×
8 連呼行為	○	×
9 公共の建物(公営住宅等を除く)における文書図画(新聞雑誌を除く)の頒布(郵便等・新聞折込の方法を除く)	○	×
10 掲示又は頒布する文書図画に候補者の氏名又は氏名が類推される事項を記載すること(新聞、雑誌、インターネット等により頒布されるものを除く)	×	×
11 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の掲示又は頒布	○	×

○＝政治活動が一定の制約のもと認められるもの

×＝政治活動が認められていないもの

1 政談演説会

政談演説会とは、政治団体がその政治活動として政策の普及宣伝を目的として行う演説会です。

- 開催回数は２回までです
- あらかじめ選管に「政談演説会開催届出書」を提出しなければなりません。
- 上記の届出書を受けた場合、選管は政談演説会告知用立札等表示物を１回につき５枚交付します。
- 個人演説会とは異なり、国又は地方公共団体が所有又は管理する建物においても開催することはできます。
- 内容は、政策の普及宣伝のほか、候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をすることもできます。

しかし、選挙運動のための演説ができるのは、政策の普及宣伝等本来の政談演説会の目的に対して従として行われる程度でなければなりません。

- 演説会の会場内では、政治活動のために連行行為をすることはできますが、選挙運動のための連呼行為をすることはできません。

- 政治活動用ポスター、立札・看板の類、政治活動用ビラについては5～6頁を参照してください。
- 演説会の会場で掲示、頒布する文書図画については、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することが禁止されています。

2 街頭政談演説

街頭政談演説会とは、政治団体が街頭等において政策の普及宣伝を目的として行う演説会です。

- 「政治活動用自動車」の停止した車上及びその周囲においてのみ開催することができ、その開催回数に制限はありません。
- 街頭政談演説は、午後8時から翌日午前8時までの間は開催することができません。
- 政策の普及宣伝のほか、候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説を従としてすることができます。
- 政談演説会と同じく、政治活動のための連呼行為をすることはできますが、選挙運動のための連呼行為をすることはできません。
- 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するよう努めなければなりません。
- 長時間にわたって同一の場所にとどまって行わないことのように努めなければなりません。

3 政治活動用自動車

政策の普及宣伝及び演説会の告知のために使用することができる政治活動用自動車のことです。

- 車種に制限はありません（バスや宣伝カーでも差し支えない）が、台数は1台に制限されています。
- 自動車には、選管が交付する政治活動用自動車であることを証する表示板を前面など外部から見やすい場所に、使用中は常時掲示しておかなければなりません。
- 乗車制限について、選挙運動用自動車のような法の制限はありませんが、自動車の乗車定員を超えて乗車はできません。また、貨物自動車の荷台乗車については、出発地の警察署長の許可が必要となります。
- 政治活動用ポスター、政治活動用ビラについては5～6頁を参照してください。
- 立札・看板の類については、純然たる政治活動にわたる限り枚数や規格に制限はおなく、立札や看板を車体に取り付けても、また車体に直接記載しても差し支えない。
- ポスター、立札や看板の類については、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することが禁止されています。

4 拡声機

政策の普及宣伝及び演説会の告知のために使用することができる拡声機です。

- 拡声機が使用できるのは、政談演説会の会場、街頭政談演説会の場所及び政治活動用自動車の上に限られています。

5 政治活動用ポスター

- 確認団体が掲示することのできる政治活動用ポスターの規格は、長さ85cm以内、幅60cm以内のものに限られ、その枚数は1,000枚以内です。
単にシンボル・マークのみを表示したポスターもこのポスターに含まれます。
- 記載内容は、純然たる政治活動のものはもちろん、所属候補者又は支援候補者の選挙運動にわたる内容を記載することもできます。
しかし、特定候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません。
- ポスターには、選管が交付する証紙を貼らなければなりません。証紙の請求は、「政治活動用ポスター証紙交付請求書」で行ってください。
- ポスターには、その表面に当該確認団体の名称、掲示責任者の氏名及び印刷責任者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。
- このポスターは、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、掲示することができません。

なお、法第145条の扱いとして次のように説明されています。

ポスターを掲示するときは、それが他人のものである限り、必ず居住者の承諾を得なければならず、居住者がいないときは管理者の、管理者がいなくは所有者の承諾を得なければならず、居住者がいるのにその承諾を得ないで管理者の承諾を得ても、それは承諾を得たことにはならない。

承諾を得ないで貼ったときは違反となり、選管から撤去を命ぜられる。また、無断で貼られたポスターは、居住者等においてこれを撤去することができる。この場合は撤去しても選挙の自由妨害とはならず、また、撤去に必要な限度でこれを破ったとしても、器物毀損などの刑法上の責任を問われることもない。

6 政治活動用立札及び看板の類

- 確認団体が事務所以外で掲示することができる立札、看板の類は次のとおりです。
 - (1) 政談演説会の告知用のもの
 - (2) 政談演説会の会場内で使用するもの
 - (3) 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの
- 政治団体が政治活動のために本部又は支部の事務所において掲示する立札、看板の類は、選挙運動期間中も掲示しておくことができます。
- (1)の政談演説会告知用の立札及び看板について、規格についての制限はありませんが、一の政談演説会ごとに通じて5以内という制限があります。
- (1)の政談演説会告知用の立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- (1)の政談演説会告知用の立札及び看板の類には、選管が定める表示をしなければなりません。この表示は、政談演説会の開催届出のときに選管から交付されます。

- (1)～(3)のいずれの看板について、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、掲示することができません。ただし、政談演説会の開催当日に会場内及び会場前では掲示できます。
- 内容は、(1)～(3)のいずれも純然たる政治活動（シンボル・マークだけの表示を含む。）に限られ、投票の依頼又は勧誘等の選挙運動にわたるような内容の記載は許されません。また、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません。
- (2)の政談演説会場内及び(3)の政治活動用自動車に取り付けて使用する立札及び看板の類については、規格、枚数に制限はありません。
ただし、掲示責任者の氏名等の記載、選管の表示は不要です。
- 政治活動用自動車の使用をやめたとき、又は政談演説会が終了したときは、これらに使用した立札及び看板の類を直ちに撤去しなければなりません。

7 政治活動用ビラの頒布

ビラ（これに類する文書図画を含む。）とは、およそ一定の宣伝目的をもって作られ、不特定多数の人に頒布する文書図画で、とじられていない1枚刷り程度のものをいうと解されています。

- 確認団体が頒布できるビラの種類については、選管に届け出たもの2種類以内に限り、枚数、規格に別段の制限はありません。
- 届出は、「政治活動用ビラ届出書」を選管に提出してください。なお、シンボル・マークのみを表示したビラを頒布する場合についても、政治活動用ビラの頒布に該当するため、届出を必要とします。
- ビラには、政策の普及宣伝などの政治活動のほか、所属候補者（支援候補者）の選挙運動にわたる内容も記載できますが、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止されています。
- ビラには、表面に当該確認団体の名称、選挙の種類及び確認団体の政治活動用ビラであることを表示する次の記号を記載しなければなりません。

確 認 団 体 の 名 称
旭川市長選挙法定ビラ第○号

- 頒布方法は、確認団体が開催する政談演説会場で行う場合や、街頭で通行人に直接手渡したり、郵便、新聞折込み等の方法によって頒布することも差し支えありません。
しかし、戸別に訪問して頒布することは戸別訪問として違反になる場合があり、多数の通行人に向かってばらまいたりすることは散布に該当し、禁止されています。
- 国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所では、頒布することができません。

8 連呼行為

- 政治活動のための連呼行為は、選挙運動期間中は、原則として禁止されますが、確認団体については、次の場合に限り、例外として許されています。
 - (1) 政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所である場合
 - (2) 午前8時から午後8時までの間に限り政治活動用自動車の上である場合
- 確認団体が行う連呼行為は、政治活動のための連呼に限られており、選挙運動にわたる連呼は禁止されています。
- 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するよう努めなければなりません。

9 公共の建物での文書図画の頒布の禁止

政治団体は、全ての選挙につき選挙運動期間中は、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすることが禁止されています。

ただし、確認団体がこれらの建物で開催される政談演説会の会場において頒布する場合は、禁止されていません。

10 特定候補者の氏名等の記載の禁止

政治団体は、確認団体であると否とを問わず、また、選挙運動期間中はいかなる名義をもってするを問わず、掲示し又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することが禁止されています。

したがって、例えば、政治活動用ポスターに掲示責任者として当該候補者の氏名を記載することはできません。

11 政治団体の機関紙誌

政治団体が発行する新聞紙、雑誌（以下「機関紙誌」という。）においては、他の一般の新聞紙、雑誌と同様に選挙がないときは選挙に関する報道及び評論を行うことは自由です。

市長選挙が行われるときは、選挙期間中は制限があり、原則として選挙に関する報道、評論の掲載が認められず、特例として確認団体の機関紙誌で選管に届け出たもの各一つに限って、市長選挙に関する報道、評論の掲載の自由が認められます。

(1) 要件

- ア 確認団体の本部において直接発行するもの
- イ 選管に「政党その他の政治団体の機関紙誌届」により届け出た機関紙誌各一に限る。
（「各一に限る」とは、機関新聞紙1種類か機関雑誌1種類又は各々1種類ずつという意味です。）

ウ 通常の方法で頒布するもの

(2) 機関紙誌の発行期間と頒布方法

ア 6月以上のもの

届出の前日までに引き続いて発行されている期間が6か月以上のものについては、通常の方法（当該選挙の告示の日前6か月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。）により頒布することができます。

イ 6月に満たないもの

引き続いて発行されている期間が6か月に満たない機関新聞紙は、政談演説会の会場に限って、通常の方法とみなされ頒布できますが、それ以外では頒布できません。

機関新聞紙を政談演説会場で頒布することは、通常の方法に含むとされますが、機関雑誌については、法の規定がないことから、従来の頒布実態に応じて判断されますので、創刊後、政談演説会場で頒布することを通常の方法としていない限り、政談演説会場のみならず、一切頒布することができません。

- 号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するもので選挙に関する報道、評論の掲載されていないものでも、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項が掲載されている場合は、頒布することができません。

12 インターネットの有料広告

確認団体は選挙運動の期間中、選挙運動にわたる有料広告でない限りにおいては、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができるものとされています。

確認団体関係書類の記載例

受付番号	受付日時	受付者
	月 日 時 分	

政治団体確認申請書

旭川市長選挙における旭川〇〇〇〇の会の支援候補者は、次のとおりであります。

公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。

令和 7 年 8 月 3 1 日

政治団体名 旭川〇〇〇〇の会
事務所所在地 旭川市〇条通〇丁目右〇号
代表者氏名 大雪 山 男

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長 白井 暢明

- 1 支援候補者数 1 人 (令和7年 8 月 31 日 現在)
- 2 支援候補者氏名等

立候補者氏名	<u>旭川 太 郎</u>
立候補届出年月日	令和 7 年 8 月 3 1 日

備 考

- 政党（市長選挙の選挙期日の告示の日現在国会に議席を有している政党）以外の政治団体がこの申請をする場合は、次の書類を添付すること。
 - 政党その他政治団体の支援候補者とされることの同意書
 - 政治資金規正法第6条の規定による届出書の写し
 - 規約、党則、綱領等
 - 役員名簿
 - 最近の予算書
- 政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

私は、旭川市長選挙において旭川〇〇〇〇の会が公職選挙法
第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受けることにつき、同意いたします。

令和 7年 8月31日

候補者氏名 旭川 太郎

(政治団体名)

代 表 者 大雪山男 様

政治活動用ポスター証紙交付請求書（第 1 回）

令和 7 年 8 月 31 日

（宛先）旭川市選挙管理委員会委員長

政党その他の政治団体名 旭川〇〇〇〇の会

代 表 者 氏 名 大雪 山男

次のとおり政治活動用ポスター証紙の交付を請求します。

1 選 挙 名	令和7年9月7日執行 旭川市長選挙	
2 政治団体名	旭川〇〇〇〇の会	
3 請 求 内 容	① 既に交付を受けた証紙の枚数	0 枚
	② 今回交付請求する証紙の枚数	1, 000 枚
	③ 累 計 （1,000 枚以内）	1, 000 枚
	④ 受 領 者 氏 名	大雪 峰子
	⑤ 証紙交付取扱者印	※
	⑥ 証紙交付年月日	※ 年 月 日

備考

- 1 ポスターの見本1枚（記載内容が異なる場合は、それぞれ1枚）を添付すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。
- 3 「※」が表示されている欄には、記入しないこと。

政治活動用ビラ届出書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

政党その他の政治団体名 旭川〇〇〇〇の会

事務所の所在地 旭川市〇条通〇丁目右〇号

代表者の氏名 大雪山男

令和7年9月7日執行の旭川市長選挙における公職選挙法第201条の9第1項第6号のビラについて、別添のとおり届け出ます。

備考

- 1 ビラの見本1枚（記載内容が異なるビラがある場合においては、それぞれ1枚）を添付すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

政党その他の政治団体の機関紙届

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

政党その他の政治団体名 旭川〇〇〇〇の会

代 表 者 氏 名 大雪 山男

令和7年9月7日執行の旭川市長選挙について、公職選挙法第201条の15の規定により下記のとおり届け出ます。

区 分	新 聞 紙	雑 誌	摘 要
機関紙誌名	旭川〇〇〇〇の会		
編集人氏名	旭山 秋個		
発行人氏名	大雪 山男		
創刊年月日	平成25年10月1日	年 月 日	
発行部数	10,000部	部	
発行回数	月2回	回	
引き続いて発行されている機関	12年11月	年 月	

備考

- 1 発行回数欄には、「月何回」、「週何回」、「日刊」等と記載すること。
- 2 新聞紙（雑誌）の見本を1部添付すること。
- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

政談演説会開催届出書

令和 7 年 8 月 31 日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

政党その他の政治団体名 旭川〇〇〇〇の会

事務所所在地 旭川市〇条通〇丁目右〇号

電話 (999-3333-5678)

代表者氏名 大雪山男

令和7年9月7日執行の旭川市長選挙の政談演説会を次のとおり開催したので届け出ます。

開催日時	令和 7 年 9 月 3 日 18 時 00 分から
使用する施設の名称	□□□ホテル2階 〇〇の間
使用する施設の所在地	旭川市〇条通〇丁目〇番地の〇号

備考

政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

【お問合せ】

旭川市選挙管理委員会事務局

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階

電話 (0166)25-6513

Eメール senkan@city.asahikawa.hokkaido.jp